

沖縄県環境保全型農業・農産物 PR ツール使用基準

沖縄県農林水産部営農支援課

1 目的

この基準は、別紙記載の沖縄県環境保全型農業・農産物 PR ツール（以下、「PR ツール」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めることを目的とする。

2 PR ツールの使用方法

- (1) PR ツールは次のいずれかの者が使用できるものとする。
 - a 沖縄県エコファーマー認定者
 - b 沖縄県特別栽培農産物認証制度における栽培責任者、生産確認責任者
 - c 有機 JAS 認証事業者
 - d 県及び市町村
 - e エコファーマーにより栽培された農産物、沖縄県特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）及び有機農産物の販売または PR を行う者
 - f その他営農支援課長が適当であると認める者
- (2) PR ツールは、次のいずれかの目的で使用できるものとする。
 - a 環境保全型農業・農産物の PR のため、生産、出荷施設や販売する場所に掲示する場合
 - b その他営農支援課長が適当であると認める場合
- (3) PR ツールの使用に当たっては、次の事項を理解し遵守するものとする。
 - a PR ツールの使用料は、無償とする。
 - b PR ツールを使用する際に発生する費用の負担をすること。
 - c 上記(2)で規定する目的以外に使用しないこと。
 - d PR ツールのデザインは、別紙のとおりとし、改変することはできない。
 - e 消費者等に、PR ツール掲示場所にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、特別栽培農産物や有機農産物である等の誤解を与えない十分に注意した使用とする。
 - f PR ツールの不正使用等をした場合により生じた訴訟および損害賠償については県は一切責任を負わない。
 - g PR ツール使用中に使用条件に違反する行為があると認めるときは、使用を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
 - h その他営農支援課長が必要とする条件

3 使用の届出

- (1) PR ツールの使用を希望する者は、営農支援課長に届出書（様式第 1 号）を提出す

るものとする。

- (2) 届出者は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、営農支援課長に報告しなければならない。

附則

本基準は、令和3年10月5日から施行する。